

川本町
水道料金システム構築業務

仕様書

平成30年1月

川 本 町

1 概要

川本町（以下「本町」という。）は、現在運用している水道料金システム（以下「現システム」という。）の利用期限到来に際し、新たに水道料金システム（以下「本システム」という。）を導入する事業（以下「水道料金システム構築業務」という。）を実施する。

水道料金システム構築業務は、水道料金システムを運用するための整備（導入作業）を行い、利用する期間における機器及びソフトウェア等の保守並びに運用支援を必要とする。

2 規模等

平成 29 年 12 月 1 日現在

- （１） 人 口:3,385 人
- （２） 世帯数:1,704 世帯
- （３） 検針数：1,584 件

3 導入目的

水道料金システムの運用及び事務の向上を行う。

- （１） 台帳管理等において、一元管理及び共有化を行い事務の効率化を図る。
- （２） 事務担当者の負担軽減を図る。
- （３） 情報全般の保護及び情報セキュリティの確保を図る。

4 導入期限及び利用期間等

導入期限までに本システムの整備を完了し利用開始までの間は、現システムと並行運用を実施し整合性を確保する。

- （１） 導入期限：契約締結日から平成 30 年 10 月 31 日
- （２） 利用期間：平成 31 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日（60 月）予定
※60 月満了後、利用期間の延長の可能性有り

5 参加要件

- （１） 個人情報保護マネジメントシステムの要求事項である日本工業規格（JIS Q 15001）のプライバシーマーク（P マーク）を取得していること。該当しない場合は、個人情報保護措置の社内規程等を提示すること。
- （２） 情報セキュリティマネジメントシステムの要求事項である国際規格（ISO/IEC 27001）、日本工業規格（JIS Q 27001）の認証の取得していること。該当しない場合は、情報セキュリティ対策の社内規程等を提示すること。
- （３） 地方公共団体（市町村等）又はこれらに準じる期間（公社・事業団）に対して、貴社が提案する本システムの導入、機器及びシステムの運用保守等の実績があること。
- （４） 本システムの調達に関し、導入、機器等の現地調整、機器及びシステムの保守及び障害発生時の対応等の窓口の一元化（再委託及び再々委託を問わない。）の体制が取れること。
- （５） 緊急時又は障害発生時に関し、4 時間以内を目安に現地での対応が可能なこと。

- (6) 本システムから出力される帳票の標準レイアウトが提示可能なこと。
- (7) 本町が指定する日時及び場所において、デモの実施が可能なこと。

6 システム要件

別紙「川本町水道料金システム構築仕様・機能確認書」に準拠すること。また、法令並びに本町が規定する個人情報保護及び情報セキュリティ対策等を遵守すること。

(1) システムについて

① システム形態

- ア 操作性、視認性、システム管理の効率化を考慮した形態とする。
- イ クライアントの管理を軽減するW e b等のシステムとする。(推奨事項)
- ウ パッケージ開発言語は特殊なものを使用していないこと。J A V A等の標準的な開発言語とする。(推奨事項)
- エ データベースは、独自性の強いもの(自社製品等)を用いず、基本的に普及しているOracle 又はSQL 等とする。(推奨事項)

② システム機能について

- ア 利用者管理、アクセス権限管理など認証セキュリティや、システム操作ログの管理など情報セキュリティ対策の機能を装備していること。
- イ データの抽出が可能なE U C機能を装備していること。E U C機能は、Office 製品での取り扱いが可能なこと。
- ウ 入力漏れを防ぐため、必須入力項目にはマーク等が表示されること。
- エ 入力項目については、プルダウン入力やコード入力も可能なこと。
- オ 検索条件では前方一致、後方一致など曖昧検索が可能なこと。
- カ 検索結果の一覧表示では、項目のソートや表示件数の変更など調整できること。(推奨事項)
- キ 画面色の変更が可能なこと。また、オンラインマニュアルを装備していること。(推奨事項)

③ データのバックアップ機能について

- ア 操作員の負担を軽減した集約的なバックアップを行うこと。
- イ 障害発生時等に復元が容易なバックアップを行うこと。
- ウ 自然災害等を考慮し、他の場所にデータ保管が可能な電磁的記憶媒体を用いたバックアップを行うこと。(電磁的記憶媒体はL T O等)
- エ バックアップのスケジューリングの変更が容易に行なえること。
- オ 必要のないバックアップを行なわないこと。
- カ サーバ等主要機器の電源の管理が容易に行えること。
- キ バックアップサーバ及びバックアップ装置等、運用面の効率化の考慮がなされていること。

(2) ハードウェア、ソフトウェアについて

① ネットワーク

- ア 本町既設のネットワークを使用するものとする。
- イ L A Nケーブルが必要な場合は、C A T 6以上を準備すること。

ウ ルータ及びHUBが必要な場合は、適切なものを準備すること。

② サーバについて

ア 冗長構成を基本とする。ただし、経費が過度となる冗長構成等は避け、調和した構成とすること。

イ 無停電電源装置等、業務に支障が生じないよう障害対策や安全対策が十分に考慮されていること。

ウ 自動電源、バックアップ等、運用効率化の為の考慮がなされていること。

エ ウィルスチェックソフトを完備すること。

オ OSは、基本的に Windows Server 2016 R2 以降とする。(推奨事項)

③ クライアントについて

ア 貴社提案のシステムが円滑に動作すること。

イ 無停電電源装置等、業務に支障が生じないよう障害対策や安全対策が十分に考慮されていること。

ウ 17インチ型のディスプレイを有すること。

エ ウィルスチェックソフトを完備すること。また、サーバからの自動配信機能等により新たなバージョンに自動更新が可能なこと。

オ OSは、基本的に Windows 10 (64bit) とすること。

カ Internet Explorer は、11 以降とする。(推奨事項)

キ 必用台数は、3 台とする。

ク 収納消し込み用バーコードリーダーを2台接続すること。

④ 検針用機器等

ア 検針用機器は、1 台当たり 500 件以上の検針が可能なこと。

イ 落下防止、防塵及び防水機能を有すること。

ウ 予備バッテリー等の配慮を講じること。

エ 必用台数は、9 台とする。

⑤ プリンタ

ア 本町既設のプリンタを用いることとし、貴社提案のシステムが円滑に動作すること。

イ 能力及び機能等の問題がある場合は、事前に明確な説明を行い、承諾を得ること。

⑥ システム管理端末

ア 保守及び管理等に用いるクライアントが必要な場合は、本町に設置したクライアントを兼ねて使用すること。

イ 外部からの持込が必要な場合は、事前に本町の承諾を得て使用すること。

⑦ その他

ア 機器及びシステム構成並びに導入予定の機器を提案に含めること。

イ 導入するサーバ及びUPS等は、本町既設のサーバラックに整備すること。

(3) データ移行について

① 貴社提案のシステムを稼働させるために必要なデータを移行すること。その際、本町事務担当者の負荷は軽減されるよう考慮すること。

- ② 現システム側からのデータ出力に現システム側ベンダーが必要な場合は、次に掲げる要件に基づき、協議のうえ、適切かつ確実なデータ移行（取り込み）を行うこと。ただし、移行が困難なデータ等は、事前に説明し、承認を得ること。

ア 提案業者は、現システムベンダーに移行フォーマットを開示し、十分な説明を行ない、作成した移行データに基づき移行を行うこと。

イ データ移行の確認については、完全に行なうこと。

ウ 移行時のデータ不足項目については、提案業者の責任で入力、補完することとするが、止むを得ない場合は、事前に説明し承諾を得ること。

エ データ検証作業を提案業者の責任で実施すること。

(4) 保守について

① パッケージのサポートについては、法改正及び機能強化等の定期的な保守が実施されること。

② 機器及びシステムに障害が発生した場合は速やかに連絡が取れ、障害発生連絡から4時間以内に本町に到着し、障害の復旧作業に着手できること。

③ 障害対応では、機器、パッケージシステム、ソフトウェア含め本業務全体として対応し、障害の分析、切り分け、対策を実施すること。

④ 開庁時間帯（平日8時30分から17時15分）の問い合わせについて考慮すること。

⑤ 障害等の緊急時については、閉庁時間帯（平日の17時15分から翌朝8時15分まで）及び休日（日祝祭日）の取扱いについて考慮すること。

(5) 現システムからの更改について

① 本システムへの更改作業は、適切かつ確実な手法を選択すること。

② 本システムへ更改する期間において、経費面を考慮した適切かつ確実な対応を行うこと。

(6) 文字の取扱いについて

① 現システムが使用している文字（標準装備）が有効なこと。

② 独自性の強い文字フォントは用いず明朝体（標準装備）を基本とすること。

(7) 操作研修について

① 平常業務等の取り扱いは、事務担当者に明確に実施すること。

② システム管理の取り扱いは、管理者に明確に実施すること。

(8) その他

① 汎用的な帳票は、A4単票を基本とすること。

② その他付加できる内容及び機能について提案することができる。

7 提案書記載要件

次に掲げる事項及び水道料金システム構築業務において必要と思われる内容について提案すること。

(1) 全体的な内容

① 本委託業務全体に対する考え方

② 提案内容の実現性

(2) システム機能要件

- ① 要求機能の実現性
- ② 要求機能実現へのリスク及び対応策
- ③ 将来性及びサービス等の拡張性
- (3) コスト削減、コスト効率化
 - ① 法改正、制度改正等について
 - ② ハードウェア、ソフトウェア等について
 - ③ システム導入時について
- (4) 事務効率化
 - ① 事務効率化について
 - ② データ抽出機能（EUC）について
 - ③ 帳票作成（EUC）について
- (5) システム構成
 - ① 採用技術について（Web、開発言語、データベース名称を含む。）
 - ② システム構成について（冗長化、仮想化等を含む。）
 - ③ 情報セキュリティ対策について
 - ④ ウィルス対策について（更新サイクル及び保守体制等を含む。）
 - ⑤ バックアップ方法について（運用方法を含む。）
 - ⑥ 障害対策について
- (6) システム導入作業
 - ① 実施計画について
 - ② 実施手法について
 - ③ 本システムが運用に至るとき、現システムの取扱いについて
 - ④ データ移行の手法及びデータ移行対象の情報について
 - ⑤ 口座振替の手法等について
 - ⑥ 操作研修について
 - ⑦ 構築実績について
 - ⑧ 職員の負担軽減について
 - ⑨ 経費削減について
- (7) 体制
 - ① 本システム導入時のプロジェクト推進体制・役割について
 - ア 体制図（再委託先等を含む。）
 - イ 予定するプロジェクトのマネージャー及びリーダー等の実績等
システム等の導入実績、経験年数、取得資格等、会社名
 - ② 本システム導入後の保守体制について
 - ア 体制図（再委託先等を含む。）
 - イ 予定する現地対応について
ハード保守、システム保守、運用保守、電話対応等
- (8) その他
 - ① 説明を求められた事項について
 - ② 付加提案について

8 経費

次の区分のとおり提示すること。

(1) 導入費用

平成30年度に必要な導入費を提示すること。

- ① 本システム導入に係る経費
- ② データ移行に係る経費
- ③ 機器搬入現調等に係る経費
- ④ その他必要経費

(2) 機器及びシステム等の運用費用

- ① 契約は役務の提供を受ける利用料契約とする。
- ② 利用期間に係る経費を会計年度単位及び月単位に提示すること。
- ③ 利用料は、次の分類を明記すること。
 - ・ハードウェア、基本ソフトウェア及びミドルウェアに係る経費（定期保守を含む。）
 - ・パッケージに係る経費（定期保守を含む。）
 - ・システム運用サポート（保守）に係る経費
 - ・その他必用な経費
- ④ 利用期間に予定される交換部品（有寿命部品等）及び消耗品（バッテリー、バックアップに用いる電磁的記録媒体等）にいても利用料に含まれるものとする。
- ⑤ その他の経費
 - 利用期間において、本町が経費負担しなければならない物品等については、標準価格及び提供価格（予定）を提示すること。